

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第14条 省令第5条第1項の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式による。</p> <p><u>2 省令第5条第2項の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式の2による。</u></p> <p>第10号様式（第14条関係） 実費弁償請求書 （略） 災害救助法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記事実によつて<u>上記金額</u>を請求します。 （略）</p>	<p>第14条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式による。</p> <p>第10号様式（第14条関係） 実費弁償請求書 （略） 災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によつて<u>下記金額</u>を請求します。 （略）</p>

第2条 新潟県災害救助法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第14条関係）

実費弁償請求書

請求額 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条第2項の規定に基づき、下記事実によつて上記金額を請求します。

記

- 1 協力した業務
- 2 協力した期間
- 3 協力した場所

年 月 日

住 所
（所在地）
登録番号
登録被災者援護
協力団体名称
代表者 氏 名

知事 氏 名 様

附 則

この規則は、公布の日から施行する。